

葛飾区障害者施策推進協議会の見直しについて（案）

令和3年3月に策定した「第2期葛飾区障害児福祉計画」において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を令和5年度末までに設置することとしており、設置に向け準備を進めているところです。

現在の葛飾区障害者施策推進協議会は、計画の進捗状況の管理、報告等を行うとともに「地域自立支援協議会」「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねており、各専門部会を設けて具体的な課題を協議し、障害者施策推進協議会に取組内容を報告することとなっております。

医療的ケア児の支援等も含めた地域の課題の把握や対応を進めていくために、地域自立支援協議会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けるとともに、新たな専門部会の設置を考えております。それにあたり、障害者施策推進協議会の所掌事項の見直し、既存の会議の整理、構成員の見直しが必要となっております。

つきましては、以下のとおり見直しを進めていきたいと考えております。

1 所掌事項に加える事項

- (1) 地域自立支援協議会に関する事項
(医療的ケア児者の支援に関する事項を含む)
- (2) 障害者差別解消支援地域協議会に関する事項

※新旧対照表は次頁のとおり

2 構成員の変更

- (1) 医療関係者、学識経験者を加える。
- (2) 区職員は、福祉部長、健康部長とし、関係課長は説明が必要な場合に参加する。
- (3) 事務局に地域保健課長を加える。

3 専門部会の新設

医療的ケア児者の支援に関する専門部会を新設する。

4 その他

障害者施策推進協議会の新たな構成及び医療的ケア児者の支援に関する専門部会の所掌事項、委員構成の案については、令和4年度第1回障害者施策推進協議会（7月頃）にてお示しする。

新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱 平成 19 年 3 月 30 日 18 葛福障第 931 号 区 長 決 裁</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者施策推進計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画について、意見を述べること。</p> <p>(2) 障害者総合支援法に基づく障害者の支援について、意見を述べること。</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく障害児の支援について、意見を述べること。</p> <p>(4) その他障害者等の施策の推進上、必要と認める事項</p> <p>2 協議会が前項各号に掲げる事項を行うため、区は協議会に対し、必要な情報提供を行う。</p> <p>第 3 条から第 10 条 省略</p>	<p style="text-align: center;">葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱 平成 19 年 3 月 30 日 18 葛福障第 931 号 区 長 決 裁</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者施策推進計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画について、意見を述べること。</p> <p>(2) <u>障害者の地域での自立生活の支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者の地域生活の諸課題の把握に関すること (医療的ケア児者の支援に関することを含む)。</u></p> <p>(4) <u>障害者差別解消に関すること。</u></p> <p>(5) <u>障害者総合支援法に基づく障害者の支援について、意見を述べること。</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法に基づく障害児の支援について、意見を述べること。</u></p> <p>(7) <u>その他障害者等の施策の推進上、必要と認める事項</u></p> <p>2 協議会が前項各号に掲げる事項を行うため、区は協議会に対し、必要な情報提供を行う。</p> <p>第 3 条から第 10 条 省略</p>